

令和2年9月18日

暫定ケアプランの取扱いについて

つくばみらい市介護福祉課

1. 暫定ケアプランとは？なぜ必要なのか？

暫定ケアプランとは要介護度が未確定の状態ですらサービスを利用するときに、ケアマネジャーが利用者の要介護度の結果を見込んで作成するものです。

具体的には以下のケースで作成が必要となります。

- ・被保険者が新規に要介護認定の申請を行い、認定結果が出るまで間にサービスを利用する場合
- ・区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- ・更新申請を行っているが、認定結果が認定有効期間内に確定しない場合

必要なサービスの量と質をケアプランに位置付けることで、サービスの提供を受けることができるようになっているため、ケアプランがないと原則サービスを受けることができません。

また、ケアプランにはもう一つ重要な役割があります。

それはケアプランがあることで被保険者は現物給付で受けることができるようになるというものです。(介護保険法第41条第6項)

つまり、ケアプランがないと被保険者の負担も大きくなり、サービス提供事業所も手間が増えてしまいます。こういったことを避けるためにもケアプランは切れ目なく存在することが重要になります。

2. つくばみらい市での暫定ケアプランの取り扱いについて

①暫定ケアプラン作成にあたり留意すること

- ・新規申請の場合や、暫定ケアプランで見込んでいた要介護度よりも低くなったときは、介護サービスに要する費用の全部又は一部が自己負担になる場合があるため、あらかじめ利用者又は家族へ十分な説明を行ってください。
- ・暫定ケアプランの作成にあたっては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第6号から第11号までに定める一連の業務を行ってください。
一連の業務とは第6号・第7号（アセスメント、面接）→第8号（ケアプラン原案作成）→第9号（サービス担当者会議の開催）→第10号（利用者又は家族への説明と同意）→第11号（ケアプランの交付）のことを指します。
- ・更新申請の場合で、利用者の状況からサービス内容に変更がないと判断し、同一の内容で暫定ケアプランとする場合には一連の業務を省略することができます。この場合は、認定結果が出たときに速やかに一連の業務を行ってください。（この場合、利用者又は家族への説明を行い、前認定期間のケアプランの日付を変えたもので交付は事前に行ってください。）
- ・認定結果が要介護認定、要支援認定のいずれになるか判断できない場合、必ず居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが相互に連携をとったうえで暫定ケアプランを作成し、いずれの結果が出ても対応できるようにしてください。

②認定結果が出た後の対応について

ア 想定していたどおりの認定結果の場合

- ・暫定ケアプランからサービスの内容を変更しない場合
暫定ケアプランが本ケアプランに移行したことがわかるようにしておいてください。また、そのことについて利用者又は家族へ説明し、同意を得て、同意を得た記録を支援経過に記録（日付、相手方、確認方法）をしておいてください。支援経過への記録ではなく、再度同意の署名をもらうことでも差支えありません。
- ・暫定ケアプランからサービスの内容を変更する場合
軽微な変更となる場合を除き、再度一連の業務を行う必要があります。

イ 想定と違う認定結果の場合

- ・ 暫定ケアプランからサービスの内容に変更が生じない場合（要介護2と3の違い等）
この場合は軽微な変更として取り扱うことができます。暫定ケアプランの変更箇所をわかるようにしておき、支援経過に記録しておいてください。また、そのことについて利用者又は家族へ説明し、同意を得て、同意を得た記録を支援経過に記録（日付、相手方、確認方法）をしておいてください。支援経過への記録ではなく、再度同意の署名をもらうことでも差支えありません。
- ・ 暫定ケアプランからサービスの内容を変更する場合
軽微な変更となる場合を除き、再度一連の業務を行う必要があります。
- ・ 要介護認定を見込んでいたが要支援認定が出た場合（逆もまた然りです。）
暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行っており、かつ事前に地域包括支援センターと連携をとっている。そのときは認定結果が出た後速やかに引き継ぎを行い、暫定ケアプランをもとに本ケアプランを作成することで運営基準減算の該当にならず、居宅介護支援費を請求することができます。
更新申請でサービスの内容に変更がないため暫定ケアプランの一連の業務を省略していた場合においても事前に地域包括支援センターと連携を取っていれば、認定結果が出た後速やかに一連の業務を行うことで運営基準減算の該当にならず、居宅介護支援費を請求することができます。

いずれの場合にも暫定ケアプランから本ケアプランに移行した後はあらためてサービス提供事業所へ交付をお願いいたします。

③居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出タイミングについて

暫定ケアプランでサービス提供を行う場合、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書は事前に提出することとなっていますが、要介護、要支援どちらになるか判断つかない場合は認定結果が出た後速やかに提出することで差支えありません。提出は後で差支えありませんが、必ず地域包括支援センターとの連携をお願いします。また、事前に提出済の場合で想定と違う結果が出た場合は速やかに再提出をお願いいたします。

また、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の適用日についてですが、こちらはケアプランを作成し、実行を始める日付となっています。サービスの提供より適用日の方が遅いと現物給付の対象となりませんし、適用日より居宅介護支援事業所との契約日が遅いというのありえませんが、整合性のとれる範囲で適切な日付の記入をお願いいたします。

<参考資料>

介護保険法第 41 条第 6 項

居宅要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスを受けたとき（当該居宅要介護被保険者が第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援の対象となっている場合その他の厚生労働省令で定める場合に限る。）は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービス事業者に支払うべき当該指定居宅サービスに要した費用について、居宅介護サービス費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅サービス事業者を支払うことができる。



事前にケアプラン作成の事業者を届出しておくことにより、市町村は居宅介護サービス費の 7～9 割を事業者を支払うことができる。

平成 18 年 4 月改定関係 Q&A (Vol.2)

No.52

Q 要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度（要支援度）が確定するまでの間のいわゆる暫定ケアプランについては、どこが作成し、また、その際には、介護給付と予防給付のどちらを位置付ければよいのか。

A いわゆる暫定ケアプランについては、基本的にはこれまでと同様とすることが考えられる。したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、市町村に届出の上で、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら作成し、当該暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが考えられる。その際、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）は、依頼のあった被保険者が明らかに要支援者（要介護者）であると思われるときには、介護予防支援事業者（居宅介護支援事業者）に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられる。

また、仮に居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、要支援者となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、当該被保険者が自ら作成したものとみなし、当該被保険者に対して給付がなされないことがないようにすることが望ましい。

なお、いずれの暫定ケアプランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置付けることが考えられる。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
解釈通知老企第 22 号

基準第 13 条は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものである。

なお、利用者の課題分析（第六号）から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼（第十二号）に掲げる一連の業務については、基準第 1 条の 2 ※に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。ただし、その場合にあって、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。

※基準 1 条の 2 の抜粋

指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。